

春の全国火災予防運動

春の全国火災予防運動が令和4年3月1日(火)～3月7日(月)の1週間に実施されます。

☆家族で見直そう！住まいの火災予防チェックポイント☆

1 コンセント

長く使っていない家電製品のプラグが差しっぱなしになっていませんか？差しっぱなしになっていると、コンセントとプラグの隙間にたまったホコリから発火する「トラッキング現象」の原因になります。

プラグを抜くときに、コードの方を引っ張っていませんか？コードの破断・断線により出火することがあります。

2 コンロ

火をつけたまま、コンロのそばを離れることはありませんか？コンロによる住宅火災の半数以上が、火の放置や消し忘れによって発生しています。

ストールや袖が広がっている服などを着たまま調理していませんか？服への着火により全国的に亡くなるという事例もあります。

火災は、生命、身体及び財産を奪ってしまいます。火災が起こらないように日頃から予防していきましょう!!

3 布製品

タバコを寝室で喫煙していませんか？寝たばこを原因とする住宅火災の多くが、布団に着火することで発生しています。

使用しているカーテンやじゅうたん・寝具は防災品ですか？防災品は「燃えにくい」性質でできています。ライターなどの小さな火源では焦げる程度で容易には着火しません。

4 住宅用火災警報器

住宅用火災警報器は設置されていますか？設置が義務付けられているのは寝室や階段です。住宅用火災警報器はホームセンターや家電量販店で購入可能です。

警報器の点検を行わず、電池切れなどになっていませんか？住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は約10年です。確認しましょう。

毎月第2日曜日は、さかわ家族防災会議の日

今月のテーマ 情報収集手段を確認しよう！

災害時、町では防災行政無線をはじめ、メール配信サービスなどの手段で情報を提供します。テレビ、ラジオなどからの情報も含め、少しでも早く正確な最新情報を得られるようにしておきましょう。

☎ 総務課 危機管理対策室 電話22-7700 防災行政無線確認ダイヤル 0120-331-259

広告

住まいのこと、暮らしのこと

こんなお悩みありませんか？

- ◎ トイレをもっと快適に直したい。
- ◎ 重い引戸を楽に開け閉めできるようにしたい。
- ◎ 障子、襖の張替え
- ◎ さし掛け屋根ポリカ波板貼替え
- ◎ 階段、廊下への手すりの取付



代表者 西森太一

網戸1枚からトイレ、お風呂まで
尾川工務店は住まいの110番
困ったときは、私に何でも相談
してください！

見積り・相談無料 今すぐお電話を！

☎ 0889-20-9322

尾川工務店(株) 佐川町乙5390-2 (佐川町健康福祉センターがわせみの南側)



交通安全協会からのお知らせ



交通安全協会佐川支部・佐川警察署 電話 22-0110
※交通安全協会は皆様の会費で運営されています。ご協力よろしくお願いします。

令和3年 交通事故の概要

区分	事故件数		死者		傷者	
	県下	佐川署	県下	佐川署	県下	佐川署
R 2 年	1,263	19	34	2	1,382	17
R 3 年	1,046	21	25	1	1,142	24
増減数	-217	+2	-9	-1	-240	+7

※高知県下の死者数の内 21 名が高齢者で全体の 8 割以上。全国ワースト 1 となっています。

『年間 500 円 (×有効年)』で会員へ！ 今月の「加盟店」ピックアップ紹介

美容室 **ラポール**

～店舗商品 100円引き～

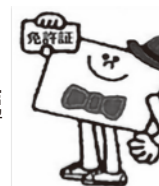
佐川町乙2152-7
電話 0889-22-2284
※免許証と会員証を店頭で提示して下さい

運転免許証記載変更 手続きについて

変更内容	必要な書類
本籍・氏名	○運転免許証 ○本籍が記載された住民票
住所	○運転免許証 ○住所が確認できるもの ・住民票・保険証・郵便物 ・市町村等が発行した通知書

佐川署の受付日時	月～金曜の平日 午前8:30～午後17:00(12:00～13:00除く)
----------	--

※マイナンバーカードでも住所変更・氏名変更可能です。ただし、通知カードでは手続きできませんのでご注意ください。



地域安全アドバイス

高吾北地区地域安全協会事務局 電話 22-0560 (佐川警察署 刑事生活安全課内)

高額当選を語る特殊詐欺に注意！

メール文例

題 ご当選おめでとうございます。
本文 ○億円受け取りのチャンス
受け取りに進む
http://xxxxxxxxxxxxxxxxxxxx
本メールは当運当局による「○○宝くじ抽選会」の当選通知となります。個別に送信されていますので、早めの受け取りをお願いします。
不要の方 http://xxxxxxxxxxxxxxxxxxxx

手口(例)として

携帯電話に「○億円を受け取れる」というメールが届いたことから、メール内の URL にアクセスしたところ、受取手数料として、電子マネーの購入を指示され、複数回にわたり合計○万円分をコンビニで購入し、相手方に番号を伝えた。

「電子マネーを購入して…」は詐欺!!

～うまい話はありません～

電子マネーを購入するよう指示されても購入しないでください。